

米子市議会タブレット端末賃貸借等業務仕様書

1 目的

市議会の効率的で円滑な議会運営と充実した議案審議及び災害等の非常時における議会機能の維持を目指し、本市の市議会議員及び議会事務局にタブレット端末を整備する。

2 件名

米子市議会タブレット端末賃貸借及び通信サービス利用等業務

3 契約期間

契約の日から令和9年6月30日まで

4 賃貸借期間

令和5年7月1日から令和9年6月30日まで（48か月）

ただし、タブレット端末の流通が不安定であることに鑑み、賃貸借期間の始期は令和5年9月1日まで延長できるものとし、この場合の賃貸借期間は利用開始日から4年間とする。

5 業務内容

(1) タブレット端末の納入

次のとおりタブレット端末を納入すること。

数量	32式 ※ 全て同一機種とすること。 (内訳) 米子市議会議員 26式 米子市議会事務局 6式
端末仕様	<ul style="list-style-type: none"> ① OS iPadOS 16以上 ② チップ Apple M2 ③ 内部ストレージ 128GB以上 ④ メモリ 8GB以上 ⑤ ディスプレイ 12.9インチ以上 ⑥ 重量 700g以下 ⑦ 通信機能 LTE及び5G対応 無線LAN IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax 対応 Bluetooth5.0以上 ⑧ バッテリー メーカー公称作動時間7時間以上 ⑨ 外部インターフェース USB Type-C×1ポート以上 ⑩ カメラ メインカメラ及びインカメラ搭載 ⑪ 色 指定なし
参考品	iPad Pro 第6世代 12.9インチ Wi-Fi+Cellular モデル

<p>附属品</p>	<p>① 充電アダプタ 32個</p> <p>② 充電ケーブル 32本 1m以上であること。</p> <p>③ ケース32個</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納入するタブレット端末専用ケースであること。 ・形状は手帳型（背面も覆われているもの）であること。 ・横置きスタンド機能を有すること。 ・ApplePencilホルダー付きであること。 ・ApplePencilをホルダーに収納した状態でタブレット端末本体とのペアリング及び充電が可能であること。 ・色は黒又はグレーであること。 <p>④ 液晶保護フィルム 32枚</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納入するタブレット端末専用フィルムであること。 ・機能として映り込み防止、指紋軽減、気泡軽減製品であること。 <p>⑤ タブレット用ペンシル 32本</p> <ul style="list-style-type: none"> ・端末とBluetooth接続ができること。 ・磁力による端末への装着が可能であること。 ・端末に装着後、自動的に充電とペアリングができること。 <p>参考品：Apple Pencil（第2世代）</p>
<p>納入前作業</p>	<p>① 初期設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期設定に必要な事項は本市と協議の上、決定し、作業前に作業計画書を作成し提出する。 <p>② アプリケーションのインストール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市が指定するアプリケーションをインストールし、初期設定を行う。 <p>③ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・端末管理台帳を作成し、各端末に管理番号等を記載したラベルを貼付する。 ・ケース、液晶保護フィルムを添付する。 ・通信サービスのSIMカードを挿入し、通信ができることを確認する。
<p>納入に係る費用負担</p>	<p>タブレット端末を納入する際の、搬入・納品、設定及び動作確認に要する経費は、原則納入者の負担とすること。</p>

(2) 通信サービスの提供

次の仕様を満たすデータ通信回線をタブレット端末に付与すること。

<p>数量</p>	<p>32回線（内訳は端末と同じ）</p>
<p>仕様</p>	<p>① タブレット端末で利用可能な5G及びLTE通信方式で接続できるものとし、安定的に利用できること。</p> <p>② 1か月当たり1台に対して3GB以上のデータ通信量を含むこと。また、月間データ通信量が3GBまでは通信速度が制限されないこと。</p>

	<p>③ データ通信に係る月額利用料は、通信の時間及びデータ量にかかわらず定額であること。</p> <p>④ インターネット及びメール等を利用するために必要なプロバイダ契約を含めて提供すること。</p> <p>⑤ 回線ごとに使用したデータ通信量の把握ができること。また、指定したデータ通信量に到達した場合、管理者に通知が届くこと。</p> <p>⑥ 主に使用する米子市役所本庁舎の電波状況を調査し、別途本市と協議の上、必要があれば改善提案を行うこと。</p> <p>⑦ 各議員の自宅等主な利用場所においても、必要に応じ電波状況を調査し、別途本市と協議の上、可能な限り改善提案を行うこと。</p>
提供に係る費用負担	データ通信に係る月額利用料を除く通信サービスの提供に係る事務手数料等は、原則提供者の負担とすること。

(3) 端末管理サービスの提供

次の仕様を満たす端末管理サービスを提供すること。

数量	3 2 端末分（内訳は端末と同じ）
仕様	<p>① 管理者機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットに接続されたパソコンを管理機として、管理対象端末の状態を分かりやすく表示する管理画面であること。 ・管理対象端末に異常を検知した際に自動通知する機能を有すること。 <p>② 管理機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盗難、紛失時に管理者の操作により通信回線及びタブレット端末の使用を停止及び解除できること。 ・盗難、紛失時に管理者の操作によりタブレット端末の位置情報を把握できること。 ・管理対象端末のOSバージョン情報及びインストールアプリの情報を取得できること。 ・管理者の操作により管理対象端末へ一括してOSの更新、指定アプリのインストール及びアンインストールの実施ができること。 ・管理者の操作により、システムから管理不能になった端末を検知できること。 ・管理者以外による管理対象端末のOSバージョン更新や新規アプリケーションのインストール、アンインストールを禁止することができること。 ・AppleBusinessManagerへ参加させ、MDMの端末登録、管理対象端末のAppleIDを作成すること。

(4) コミュニケーションサービスの提供

次の仕様を満たすコミュニケーションサービスを提供すること。

数量	32ユーザー（内訳は端末と同じ）
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ① 各ユーザー間及びグループで簡単にメッセージをやり取りできること。 ② 端末にメッセージの着信を通知する機能を有すること。 ③ メッセージの既読確認がユーザー別に行えること。 ④ ビデオ通話機能を有すること。 ⑤ スケジュール管理機能を有すること。 ⑥ 掲示板機能を有すること。 ⑦ 複数ユーザー間で日程調整を行う機能を有すること。 ⑧ 安定的なサービス提供が見込めるとともに、強固なセキュリティ機能を有すること。
参考品	LINE WORKS

(5) タブレット端末操作研修の実施

タブレット端末の納入後、次のとおり操作研修を行うこと。

- ① 回数 納入時及び運用開始後に計2回（1回当たり60分以上）を無償で開催することとし、開催日時及び場所は本市と協議によって決定する。
- ② 対象者 32名程度（米子市議会議員及び議会事務局職員）
- ③ 内容 タブレット端末の基本的操作に関すること、管理システム利用に関することのほか、本市と協議によって決定する。
- ④ その他 研修については、本市が別途調達する会議システムの提供事業者と、必要に応じて連携して実施すること。また、納入者は、別途操作研修を本市が依頼する場合は、対応すること。その際に係る経費については原則本市の負担とする。

(6) 保守、補償及び修理対応

- ① タブレット端末及び端末管理サービス、コミュニケーションサービスの利用又は障害に関する問合せに対応すること。
- ② タブレット端末には、水漏れ、全損、紛失、盗難、破壊及び故障（以下「故障等」という。）を補償範囲とする賃貸借期間中の製品補償サービスを付与すること。
- ③ 故障等対応は故障端末の状況により、良品交換のほか、接続確認、必要なアプリケーションの設定等の初期設定を実施すること。
- ④ 故障等対応は、問合せを受けた時間から、原則2営業日以内に対応すること。
- ⑤ 初期不良による不具合が発生した機器については、新品と交換すること。
- ⑥ 故障等への対応に係る費用は全額負担すること。ただし、本市の責めに帰すべき重大な事由がある場合にはこの限りではない。

(7) セキュリティ対策

- ① IDごとにパスワード等によるアクセス制御及び利用者権限の制御がなされていること。
- ② タブレット端末紛失及び盗難時は本市からの連絡を受け、利用状況の監視、遠隔によるロック、利用中断及び初期化の対応を行うこと。
- ③ 第三者による不正使用又は情報漏えいに対する十分なセキュリティ対策が講じられていること。

6 請求及び支払方法

- (1) 支払は、月額払いとし、適正な請求があった日から30日以内に支払うものとする。
- (2) 請求は、全てのタブレット端末に係る賃借料及び通信料、その他必要な経費を一括請求とする。なお、タブレット端末等賃借料は、賃貸借期間（48か月）で分割した額とする。
- (3) 請求書と併せて内訳及び回線ごとのデータ使用量が確認できる一覧を添付すること。

7 納品

- (1) 納品期限 令和5年6月30日（金）
ただし、タブレット端末の流通が不安定であることを鑑み、契約締結後、改めて受注者と協議の上、令和5年8月31日（木）まで納期を延長できるものとする。
- (2) 納品場所 米子市議会事務局（米子市加茂町一丁目1番地）
- (3) その他 納品時に不要となる梱包材及びごみ等は持ち帰ること。

8 賃貸借満了時の取扱い

- (1) タブレット端末の賃貸借期間満了後は、受注者へ返却するものとする。
- (2) 返却時の機器回収は受注者が行うこと。
- (3) 受注者は、タブレット端末内のデータを消去し、その証明書を提出すること。
- (4) 機器回収及びデータ消去に係る一切の費用は、受注者が負担すること。

9 その他

- (1) 端末設定マニュアル、利用者マニュアル、管理者マニュアル等のマニュアルを作成し、必要な事項を記載すること。
- (2) 本業務の履行に当たっては、次の関係法令を遵守すること。
 - ① 電波法（昭和25年法律第131号）及びこれに基づく政令並びに省令等
 - ② 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）及びこれに基づく政令並びに省令等
 - ③ 米子市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年米子市条例第2号）
 - ④ 米子市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年米子市条例第18号）
 - ⑤ 米子市情報セキュリティポリシー（平成23年6月24日策定、令和5年4月1日改定）
 - ⑥ 米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）

- (3) 本業務の全部を一括して第三者及び代理店等に委任し、又は請け負わせてはならない。
ただし、本業務の一部を、第三者及び代理店等に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面をもって、本市へ申請・承認を得ること。
- (4) 本業務において不明な点や、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本市と協議の上、決定するものとする。

10 仕様についての問合せ先

米子市議会事務局

〒683-8686 米子市加茂町一丁目1番地

電話：0859-32-0302

FAX：0859-35-6464

メール：gikai@city.yonago.lg.jp